

令和5年3月24日

広島県知事 湯崎 英彦 様

三原市長 岡田 吉弘

竹原市長 今 榮 敏彦

産業廃棄物処理施設設置に係る周辺地域の生活環境の保全に関する手続きを
定める条例制定の要望について

平素より、市政の運営に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年9月から三原市において操業が開始されました産業廃棄物処理施設について、三原市及び竹原市の地元住民及び関係団体等が、当該施設からの排水や浸透水に起因した周辺地域への水質環境の悪化を危惧され、両市に対し水源保全に係る条例制定などの取組を要望されています。

産業廃棄物処理施設の設置については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により都道府県知事が許可するものとされており、同法第15条の2第1項第2号では許可の基準として「その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること」と規定されています。

しかしながら、この周辺地域の生活環境の保全に係る生活環境影響調査については、計画段階における地域住民への情報提供等は義務化されていないなど、設置許可前における事業者、許可権者及び周辺住民間の情報共有や連携が十分に図られていない状況にあります。

加えて、他市における産業廃棄物処理施設の不適切な管理状況などから、当該産業廃棄物処理施設について、周辺住民の水質環境悪化に対する不安感が大きくなっているものと考えられます。

こうした中、令和4年10月5日に広島弁護士会会長が広島県等に対し、「産業廃棄物処理施設の設置について環境配慮手続条例の制定を求める声明」を出されました。

声明で求められている条例の内容については精査が必要と考えますが、産業廃棄物処理施設設置の許可権者である広島県において、環境配慮手続等に係る条例を制定されることは、適正な産業廃棄物処理施設設置許可等の処分並びに当該処分に係る県民の理解を得る有効な手段であると考えます。

また、併せて広島県で平成5年に制定されている産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱に定める事項を同条例に規定することで、より実効性が高まるものと考えます。

以上のことから、広島県における産業廃棄物処理施設設置に係る周辺地域の生活環境の保全に関する手続きを定める条例の制定を要望します。